

令和6年度国民健康保険事業費納付金の算定について

R6. 3. 28

1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、令和6年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

2 令和6年度の納付金

- 一人当たり納付金額は、令和5年度と比較して1.9%、2,706円増の147,765円となり、前年度と比べて21団体で増加し、6団体で減少しました。
(別紙1)
- 納付金総額は、令和5年度と比較して3.9%、約9億6千万円減の約240億3千万円となり、前年度と比べて5団体で増加し、22団体で減少しました。
(別紙2)

3 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

一人当たり納付金額の比較（令和6年度－令和5年度）

市町村名	令和5年度 一人当たり 納付金額	令和6年度 一人当たり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	142,142 円	145,256 円	+ 3,114 円	+ 2.2 %
富 士 吉 田 市	151,247 円	152,017 円	+ 770 円	+ 0.5 %
都 留 市	140,585 円	144,545 円	+ 3,960 円	+ 2.8 %
山 梨 市	156,539 円	158,758 円	+ 2,219 円	+ 1.4 %
大 月 市	137,150 円	137,396 円	+ 246 円	+ 0.2 %
韮 崎 市	136,890 円	140,455 円	+ 3,565 円	+ 2.6 %
南アルプス市	144,211 円	147,061 円	+ 2,850 円	+ 2.0 %
北 杜 市	129,946 円	133,906 円	+ 3,960 円	+ 3.0 %
甲 斐 市	139,372 円	142,933 円	+ 3,561 円	+ 2.6 %
笛 吹 市	155,333 円	161,485 円	+ 6,152 円	+ 4.0 %
上 野 原 市	150,772 円	146,882 円	▲ 3,890 円	▲ 2.6 %
甲 州 市	157,155 円	165,910 円	+ 8,755 円	+ 5.6 %
中 央 市	143,665 円	146,199 円	+ 2,534 円	+ 1.8 %
早 川 町	127,668 円	127,715 円	+ 47 円	+ 0.0 %
身 延 町	151,028 円	139,326 円	▲ 11,702 円	▲ 7.7 %
南 部 町	142,325 円	136,870 円	▲ 5,455 円	▲ 3.8 %
昭 和 町	164,350 円	168,053 円	+ 3,703 円	+ 2.3 %
道 志 村	149,809 円	151,552 円	+ 1,743 円	+ 1.2 %
西 桂 町	125,513 円	125,005 円	▲ 508 円	▲ 0.4 %
忍 野 村	148,121 円	149,300 円	+ 1,179 円	+ 0.8 %
山 中 湖 村	151,375 円	159,335 円	+ 7,960 円	+ 5.3 %
鳴 沢 村	144,835 円	151,682 円	+ 6,847 円	+ 4.7 %
小 菅 村	132,640 円	145,283 円	+ 12,643 円	+ 9.5 %
丹 波 山 村	138,426 円	148,638 円	+ 10,212 円	+ 7.4 %
富士河口湖町	153,224 円	149,473 円	▲ 3,751 円	▲ 2.4 %
市 川 三 郷 町	136,122 円	136,842 円	+ 720 円	+ 0.5 %
富 士 川 町	144,095 円	141,036 円	▲ 3,059 円	▲ 2.1 %
県 全 体	145,059 円	147,765 円	+ 2,706 円	+ 1.9 %

増加 21 団体
減少 6 団体

納付金総額の比較（令和6年度－令和5年度）

市町村名	令和5年度 納付金総額	令和6年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,376,819,262 円	5,277,165,235 円	▲ 99,654,027 円	▲ 1.9 %
富 士 吉 田 市	1,426,563,708 円	1,291,993,202 円	▲ 134,570,506 円	▲ 9.4 %
都 留 市	800,347,756 円	752,501,135 円	▲ 47,846,621 円	▲ 6.0 %
山 梨 市	1,231,651,719 円	1,178,779,855 円	▲ 52,871,864 円	▲ 4.3 %
大 月 市	690,825,101 円	627,349,591 円	▲ 63,475,510 円	▲ 9.2 %
韭 崎 市	812,443,269 円	782,334,511 円	▲ 30,108,758 円	▲ 3.7 %
南アルプス市	2,051,113,061 円	1,993,414,759 円	▲ 57,698,302 円	▲ 2.8 %
北 杜 市	1,699,569,212 円	1,620,265,503 円	▲ 79,303,709 円	▲ 4.7 %
甲 斐 市	1,957,341,457 円	1,931,455,075 円	▲ 25,886,382 円	▲ 1.3 %
笛 吹 市	2,392,432,222 円	2,403,382,162 円	+ 10,949,940 円	+ 0.5 %
上 野 原 市	741,498,204 円	677,125,352 円	▲ 64,372,852 円	▲ 8.7 %
甲 州 市	1,243,884,994 円	1,251,290,211 円	+ 7,405,217 円	+ 0.6 %
中 央 市	842,166,194 円	791,228,391 円	▲ 50,937,803 円	▲ 6.0 %
早 川 町	27,065,707 円	25,159,849 円	▲ 1,905,858 円	▲ 7.0 %
身 延 町	376,663,463 円	324,073,082 円	▲ 52,590,381 円	▲ 14.0 %
南 部 町	216,760,319 円	198,734,761 円	▲ 18,025,558 円	▲ 8.3 %
昭 和 町	638,334,719 円	576,756,336 円	▲ 61,578,383 円	▲ 9.6 %
道 志 村	62,769,801 円	62,591,089 円	▲ 178,712 円	▲ 0.3 %
西 桂 町	104,175,424 円	93,753,521 円	▲ 10,421,903 円	▲ 10.0 %
忍 野 村	202,185,738 円	188,267,252 円	▲ 13,918,486 円	▲ 6.9 %
山 中 湖 村	245,985,095 円	221,794,311 円	▲ 24,190,784 円	▲ 9.8 %
鳴 沢 村	115,867,682 円	125,137,537 円	+ 9,269,855 円	+ 8.0 %
小 菅 村	21,753,032 円	22,083,084 円	+ 330,052 円	+ 1.5 %
丹 波 山 村	20,487,118 円	23,336,192 円	+ 2,849,074 円	+ 13.9 %
富士河口湖町	834,766,647 円	778,304,921 円	▲ 56,461,726 円	▲ 6.8 %
市 川 三 郷 町	451,652,317 円	421,882,406 円	▲ 29,769,911 円	▲ 6.6 %
富 士 川 町	412,832,623 円	393,348,545 円	▲ 19,484,078 円	▲ 4.7 %
県 合 計	24,997,955,844 円	24,033,507,868 円	▲ 964,447,976 円	▲ 3.9 %

増加 5 団体
減少 22 団体

(内訳)

医療分	17,002,195,474	16,046,863,441	▲ 955,332,033	▲ 5.6 %
後期高齢者支援金分	5,930,420,900	5,937,003,400	+ 6,582,500	+ 0.1 %
介護納付金分	2,065,339,470	2,049,641,027	▲ 15,698,443	▲ 0.8 %

令和6年度 標準保険料率

参考資料

● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの：α0）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	6.89	-	41,692	-	2.98	-	17,584	-	2.48	-	17,833	-

● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.50	-	27,985	18,815	2.98	-	12,570	8,451	2.47	-	12,681	6,476
富士吉田市	7.41	-	31,899	21,447	2.91	-	12,292	8,264	2.43	-	12,503	6,385
都留市	6.61	-	28,472	19,142	2.89	-	12,193	8,198	2.41	-	12,397	6,331
山梨市	7.25	-	31,234	21,000	2.90	-	12,240	8,230	2.40	-	12,340	6,301
大月市	6.19	-	26,658	17,923	2.90	-	12,236	8,226	2.38	-	12,215	6,238
韮崎市	7.65	-	32,953	22,155	2.89	-	12,216	8,213	2.41	-	12,416	6,340
南アルプス市	6.83	-	29,405	19,769	2.89	-	12,203	8,205	2.42	-	12,424	6,345
北杜市	6.19	-	26,646	17,915	2.91	-	12,295	8,266	2.42	-	12,450	6,358
甲斐市	6.70	-	28,881	19,417	2.90	-	12,231	8,223	2.42	-	12,438	6,351
笛吹市	7.15	-	30,804	20,711	2.90	-	12,253	8,238	2.43	-	12,509	6,388
上野原市	6.73	-	29,011	19,505	2.86	-	12,083	8,123	2.35	-	12,087	6,173
甲州市	7.38	-	31,808	21,386	2.93	-	12,382	8,325	2.45	-	12,601	6,435
中央市	6.64	-	28,593	19,224	2.88	-	12,148	8,168	2.42	-	12,423	6,344
早川町	8.16	-	35,137	23,624	2.97	-	12,532	8,426	2.48	-	12,750	6,511
身延町	6.21	-	26,737	17,976	2.90	-	12,255	8,239	2.39	-	12,280	6,271
南部町	6.67	-	28,723	19,311	2.91	-	12,283	8,258	2.42	-	12,422	6,343
昭和町	6.83	-	29,404	19,769	2.92	-	12,315	8,280	2.43	-	12,510	6,389
道志村	6.52	-	28,103	18,894	2.88	-	12,171	8,183	2.42	-	12,421	6,343
西桂町	6.48	-	27,911	18,765	2.90	-	12,241	8,230	2.40	-	12,354	6,309
忍野村	7.21	-	31,066	20,886	2.91	-	12,299	8,269	2.44	-	12,547	6,407
山中湖村	6.33	-	27,261	18,328	2.94	-	12,401	8,337	2.44	-	12,549	6,408
鳴沢村	5.68	-	24,480	16,458	2.92	-	12,313	8,279	2.44	-	12,573	6,421
小菅村	6.56	-	28,275	19,010	2.98	-	12,584	8,460	2.45	-	12,625	6,447
丹波山村	7.53	-	32,443	21,812	2.77	-	11,700	7,866	2.32	-	11,940	6,098
富士河口湖町	6.84	-	29,469	19,813	2.84	-	12,000	8,068	2.36	-	12,158	6,209
市川三郷町	6.73	-	28,977	19,482	2.91	-	12,294	8,266	2.43	-	12,476	6,371
富士川町	6.24	-	26,879	18,072	2.87	-	12,131	8,156	2.40	-	12,342	6,303

● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.82	0	27,754	17,477	2.96	0	12,441	7,834	2.44	0	12,575	6,241
富士吉田市	7.56	0	27,407	22,671	2.90	0	10,792	8,186	2.11	0	12,450	7,313
都留市	6.80	0	25,366	19,863	2.98	0	10,715	8,315	2.34	0	11,831	7,137
山梨市	7.07	0	27,188	25,790	2.73	0	10,809	9,989	2.21	0	10,842	8,616
大月市	5.87	0	25,926	18,290	2.70	0	12,319	7,934	2.31	0	11,552	7,268
韮崎市	8.60	0	27,235	19,204	3.21	0	10,055	7,101	2.57	0	10,627	5,596
南アルプス市	6.44	0	26,196	24,927	2.77	0	10,872	9,796	2.15	0	11,532	8,707
北杜市	4.93	0	24,092	23,862	2.27	0	12,113	9,515	1.71	0	12,070	8,996
甲斐市	6.53	0	27,030	19,664	2.71	0	11,114	9,546	2.47	0	10,989	6,677
笛吹市	6.78	0	30,299	21,844	2.70	0	11,897	8,561	2.25	0	12,383	6,519
上野原市	6.40	0	27,582	23,888	2.59	0	12,346	9,794	1.82	0	9,774	7,601
甲州市	7.14	0	26,576	27,891	2.47	0	11,516	11,442	2.27	0	10,904	6,818
中央市	6.29	0	28,063	20,287	2.67	0	11,842	8,494	2.29	0	12,541	5,793
早川町	6.94	0	31,905	29,540	2.44	0	14,017	7,120	2.30	0	12,056	6,483
身延町	5.89	0	22,640	23,934	2.59	0	10,615	11,262	2.18	0	10,078	8,967
南部町	6.74	0	25,595	22,594	2.99	0	10,084	10,065	2.52	0	10,360	7,992
昭和町	6.04	0	28,732	28,042	2.18	0	13,769	11,991	2.06	0	13,190	9,529
道志村	6.52	0	30,289	19,994	2.83	0	12,884	8,712	2.71	0	13,982	7,632
西桂町	5.59	0	26,492	24,769	2.69	0	10,926	10,096	2.08	0	11,205	7,549
忍野村	7.41	0	26,143	23,119	2.90	0	10,719	8,686	2.22	0	11,298	7,957
山中湖村	6.28	0	25,420	25,313	2.55	0	11,564	8,939	1.80	0	13,258	8,480
鳴沢村	5.58	0	20,956	18,538	2.80	0	12,878	6,325	2.23	0	13,560	6,488
小菅村	5.60	0	22,634	28,090	2.28	0	10,153	13,121	1.98	0	11,846	8,347
丹波山村	5.80	0	29,714	24,812	2.10	0	11,152	8,771	1.88	0	10,972	5,615
富士河口湖町	6.85	0	29,144	22,254	2.88	0	12,011	9,202	2.22	0	12,952	7,582
市川三郷町	5.82	0	25,975	27,566	2.96	0	9,410	9,778	2.23	0	11,065	8,067
富士川町	6.58	0	22,398	23,053	2.54	0	11,785	11,013	2.33	0	11,211	9,410

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。